

「都筑区ふれあい助成金」申請・報告にあたっての お願いと注意事項



書類を作成する前に、必ずお読みください！



I 令和8年度申請および令和7年度報告の方法について

(1) 受付期間

令和8年4月6日(月)～4月17日(金) ※土日を除く

※令和8年度に初めて申請する団体は、令和8年3月中に事前相談を行ってください(予約制)。

※「新規立ち上げ事業区分」は、4月3日(木)～12月18日(金)で受付します。

必ず事前相談を行ってください(予約制)。

(2) 受付方法

指定された書類を、郵送または窓口持参にて都筑区社会福祉協議会へご提出ください。

令和7年度に助成を受けた団体は、申込書と報告書を必ず同時に提出してください。

【郵 送】 **令和8年4月17日(金)消印有効**

郵送はお時間がかかる場合がありますので、早めにご投函ください。

【窓 口】 事前予約制です。お電話にてお申し込みください(先着順)。

(電話が困難な場合は、メールまたはFAX可。この場合、都筑区社協からの返信をもって予約完了となります)

【予約受付】 令和8年3月23日(月) 9時30分から受付を開始します。

以降、**平日の9:30～17:00**でご連絡ください。

【窓口持参の予約受付時間帯】

①9:30～10:30 ②11:00～12:00 ③13:30～14:30 ④15:00～16:00

上記から希望の日時をお申し出ください。

！注意！

* 窓口持参については、**1枠につき2団体まで**予約をお受けします。

同じ人が複数団体分の申込・報告をする場合は、団体数分の予約を取ってください。

(例：同時に2団体分の申込・報告をしたい→他の団体が入っていない枠を予約するか、連続した2コマを予約する)

* ご来所は会場の都合上、1団体につき2名程度でお願いいたします。

(3) 提出書類

書式等はすべてHPからダウンロードできます。 [https:// www.tuzuki-shakyo.jp](https://www.tuzuki-shakyo.jp)

【令和8年度分の申請】

- ・ A～C区分に申請する場合 : 様式1-1～1-4 <1部>
- ・ D区分に申請する場合 : 様式2-1～2-3 <1部>
- ・ A～D区分で今年度新たに申請する団体は、上記のほか、下記の書類をご提出ください。
 - ①前年度の活動実績（実施回数および参加者数）が分かるもの
 - ②会則 ③パンフレット・チラシなど
- ・ 新規立ち上げ事業区分に申請する場合：様式3-1～3-3 <1部>
および、①会則 ②パンフレット、チラシなど会の活動が分かるもの

！注意！

- * 同じものを2部作成しうち**1部**を提出してください。1部は団体控えとして保管してください。
- * 代表者印・訂正印は不要です。記入を間違えた場合、二重線での訂正をしてください。

【令和7年度分の報告】

- ・ 様式4-1～4-4 <1部>
- ・ 写真、チラシなど活動の様子が分かるもの<1部>
- ・ 領収書の写し<1部> ※令和7年度に助成額10万円以上で申請した団体のみ該当

！注意！

- * 令和7年度に助成額10万円未満で申し込んだ団体については、報告書提出時の領収書確認は行いません。

ただし、年度途中に無作為抽出により選んだ団体へ、領収書等の提示を求めめる場合がありますのであらかじめご承知おきください。

- * なお、助成額を問わず、領収書等は整理の上必ず5年間は保管し、求められた場合には提示または提出してください。

II 令和7年度からの変更点 ※全市統一の変更です

(1) 返還金が生じる条件について

① 回数が申請条件枠を下回った場合

例) 条件：集いの場 年20回以上/1回あたり5名以上：120,000円

申請：多世代サロン 年24回/1回あたり5名以上：120,000円

実績：年18回/1回あたり7人参加 →申請条件年10回以上/1回あたり5名

返還：40,000円

返還の考え方

- ・実績回数が、申請条件枠の回数を下回った場合、実績回数が当てはまる条件枠の助成金額が決定金額となります。
- ・上記事例では、実績が
年10回以上/1回あたり5名以上で80,000円。
差額40,000円（120,000円－80,000円）が返還額となります。

区分	事業	条件		
		年回数	1回あたりの人数	助成上限額
A 要 援 護 者 支 援 区 分	① 集 い の 場	72回以上	10名以上	400,000
		48回以上	10名以上	300,000
		36回以上	10名以上	180,000
		20回以上	5名以上	120,000
		10回以上	5名以上	80,000
		6～9回	5名以上	50,000

② 参加人数が申請条件の8割以下だった場合

例) 条件：集いの場 年20回以上/1回あたり5名以上：120,000円

申請：多世代サロン 年24回/1回あたり5名以上：120,000円

実績：年24回/1回あたり3人参加 → 年10回以上/1回あたり5名以上

返還：40,000円

③ 自主財源が20%を下回った場合

④ 前年度繰越金が25%を上回った場合

上記①から④の返還条件が重なった場合、返還金をそれぞれ計算して、大きい金額を返還金といたします。

(2) 都筑区ふれあい助成金を申請する上での団体の役員について

以前の考え方	令和7年度からの考え方
①代表者 ②連絡担当者 ③会計責任者 ・①と②は兼務できます。 ・③は兼務できません。	①代表者 ②代表代理（※副代表などの代表者に代わる方） ③会計担当者 ・それぞれ①～③の役割兼務はできません。 ・上記3名のうちから「主たる連絡担当者」を団体の中で決めて、申請書（表紙）にて報告していただきます。 ・連絡担当者様あてに決定通知等送付します。

※令和7年度当初申請時は代表と代表代理の兼務を可としていましたが、令和8年度の申請時からは代表と代表代理の兼務を不可とします。

Ⅲ その他の助成基準

お問合せの多い事項をまとめましたので、「申請のてびき」と併せてご確認ください。

(1) 助成金を受ける通帳について

受付できる口座は以下のとおりです。

個人名義の通帳は認められませんので、団体の通帳を用意しておいてください。

第1優先 団体名 または 団体名+代表者名の口座 【例 ○○グループ代表 都筑 ゆい子】

第2優先 団体名+代表者以外の方で、氏名の前に「会計」など役職が付いている名義の口座 【例 ○○グループ 会計 横浜 ボラ太】

(2) 公的機関から謝金等の支払いを受けている事業について

「申請のてびき」P5～6に記載の通り、公的サービス事業と重複する事業は助成対象となりません。

* 区役所・学校・地区センター・地域ケアプラザ等から謝金・材料費等の支払いを受けるなど、公費が入っている事業は助成対象外となりますのでご注意ください。

(3) 助成対象外経費について

「申請のてびき」P11に記載のとおり、以下の経費は助成対象となりません。

①食べ物、飲み物等

* 飲食物は、講師等へさしあげる場合等でも助成金を充てることはできません。

②個人に帰属する物品の購入費

* 会の持ち物として管理できない物、会への返却義務のない物は助成対象となりません。

③申請した事業以外にかかる経費

* 会の総会や、ボランティアの親睦のために行った行事等は、申請した事業の経費ではありませんので、助成金を充てることはできません。

④他団体への会費・積立金・繰越金

* 積立金について

「事業実施にあたり、必要不可欠なものを購入する」ための積み立てです。予算を使い切れなかったため、次年度に残したいからなどの理由で積み立てることはできません。

(4) 実施回数、参加者数のカウントについて

①役員の打ち合わせ等、事前準備の活動は実施回数には含まれません。

* ただし申請した事業のため事前準備にかかる**経費(会場費、交通費等)**は助成対象となります。

②参加者(利用者)・実施回数のカウント方法について ※「申請のてびき」P2~P3の備考欄参照

<間違いやすいカウント方法>

【A①集いの場事業】

例1) 子育て支援事業のカウント方法…対象者が誰かでカウント方法が変わります。

- ・親子一緒に参加してもらうためのサロン ⇒親と子を両方カウント
- ・子どもだけを対象としたサロン ⇒子どものみ(親が付き添ってもカウントしない)

【A②家事・生活支援事業】

例2) 住民同士の助け合い活動…当日訪問した回数をカウント。

事前訪問は実績には含まれません。

Aさんから庭木の剪定と電球の取り換えの依頼があった。

⇒1回の訪問で両方対応したら1回カウント。2回の訪問で対応した場合は、
2回カウント

例3) 子どもの一時預かり…集団保育の場合、依頼者によってカウント方法が変わります。

依頼者が1人の場合は子どもが複数でも1回。

複数人の保護者から同日に依頼された場合は、依頼者の人数が回数となります。

A-①	集いの場	参加者（事業の対象者）の人数。 主催者（担い手・ボランティア）や講師はカウントしない。
A-②	家事・生活支援	年間に対応した依頼の訪問回数をカウントする。（下見除く）
A-③	配食	1回あたりの配食した人数
B-①	障害児・者支援 当事者活動	参加者（事業の対象者）の人数。 ※当事者が事業の対象 →家族が付き添っていても家族はカウントしない。 ※当事者と家族のための活動 →当事者と家族をカウントする
B-②	宿泊・ 日帰りハイク	当事者の人数
B-③	視覚障害者・ 聴覚障害者支援	人数要件なし
C	福祉のまちづくり 区分	参加者の人数。 <u>主催者はカウントしない。</u>
D	健康増進区分	①高齢者健康増進事業 ⇒参加者の人数。 <u>主催者は除く。</u> ②特技ボランティア ⇒参加者の人数。 <u>活動者は除く。</u>

IV 自主財源と繰越金について

本来のルールでは自主財源は20%以上必要、前年度繰越金は25%を超えてはお申込みいただくことはできません。
 この例の場合、自主財源が20%以下、前年度繰越金は25%以上になっていますので、ふれあい助成金の返還が必要になります。

前年度繰越金が25%を超えているので、お申込みいただくことができません。

R7申請時の予算

収入	①ふれあい助成金	30,000	
	②自主財源	10,000	25%
	③前年度繰越金	13,000	25%
	合計	53,000	
支出	助成対象経費	30,000	
	助成対象外経費	2,000	
	次年度繰越金	21,000	
	合計	53,000	

R7決算

収入	①ふれあい助成金	30,000	
	②自主財源	3,000	9%
	③前年度繰越金	13,000	28%
	合計	46,000	
支出	助成対象経費	30,000	
	助成対象外経費	2,000	
	次年度繰越金	14,000	
	合計	46,000	

R8の申請時予算

収入	①ふれあい助成金	30,000	
	②自主財源	10,000	25%
	③前年度繰越金	14,000	26%
	合計	54,000	
支出	助成対象経費	30,000	
	助成対象外経費	2,000	
	次年度繰越金	22,000	
	合計	54,000	

結果的に前年度繰越金が25%を超えたり、自主財源が20%を下回った場合は、返還の対象となります。

※計算方法
 ② ÷ (①+②) × 100 = 自主財源率
 ③ ÷ (①+②+③) × 100 = 前年度繰越金の割合

R7決算で調整した場合

収入	①ふれあい助成金	30,000	
	②自主財源	3,000	9%
	③前年度繰越金	13,000	28%
	合計	46,000	
支出	助成対象経費	30,000	
	助成対象外経費	2,000	
	都筑区社協へ返還	1,000	
	次年度繰越金	13,000	
	合計	46,000	

R8の申請時予算

収入	①ふれあい助成金	30,000	
	②自主財源	10,000	25%
	③前年度繰越金	13,000	25%
	合計	53,000	
支出	助成対象経費	30,000	
	助成対象外経費	2,000	
	次年度繰越金	21,000	
	合計	53,000	

前年度繰越金が25%以内になるので申し込みは可能です。

R8の決算

収入	①ふれあい助成金	30,000	
	②自主財源	2,000	6%
	③前年度繰越金	13,000	29%
	合計	45,000	
支出	助成対象経費	30,000	
	助成対象外経費	2,000	
	次年度繰越金	13,000	
	合計	45,000	

本来の繰越金は14,000円ですが、R7年度分の助成金を一部返還することで、次年度の申請時の前年繰越金が25%を以下になります。

***R7の助成金を返還しても、なおR8年度予算の「前年度繰越金」が25%を超えてしまう場合はご相談ください。**